

議会運営委員会会議録

(閉会中 平成28年 8月29日)

長 与 町 議 会

長与町議会運営委員会会議録（閉会中）

本日の会議 平成28年8月29日

招集場所 第1委員会室

出席委員

| | | | |
|------|-------|-------|--------|
| 委員 長 | 饗庭 敦子 | 副委員 長 | 西岡 克之 |
| 委員 | 安藤 克彦 | 委員 | 喜々津 英世 |
| 委員 | 堤 理志 | 委員 | 河野 龍二 |

欠席委員

なし

職務のため出席した者

| | | | |
|--------|-------|-----|--------|
| 議長 | 内村 博法 | 副議長 | 山口 憲一郎 |
| 議会事務局長 | 濱口 務 | 課長 | 中山 庄治 |
| 係長 | 細田 浩子 | | |

説明のため出席した者

| | | | |
|--------|--------|--------|-------|
| 町 長 | 吉田 慎一 | 副町長 | 鈴木 典秀 |
| 教育長 | 黒田 義和 | 総務部長 | 荒木 重臣 |
| 企画財政部長 | 久保平 敏弘 | 教育次長 | 帯田 由寿 |
| 建設部長 | 緒方 哲 | 住民福祉部長 | 久松 勝 |
| 健康保険部長 | 谷本 圭介 | 水道局長 | 木島 英利 |
| 会計管理者 | 谷本 清 | 総務課長 | 山本 昭彦 |

本日の委員会に付した案件

- (1) 平成28年第3回長与町議会定例会について
- (2) 今後の議会改革の取り組みについて

開 会 9時28分

閉 会 11時13分

○委員長（饗庭敦子委員）

皆さんおはようございます。定足数に達しておりますので、本日の議会運営委員会を開会いたします。9月6日招集の第3回定例会の運営につきまして、会議次第により会議を進めますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。はじめに、議長のご挨拶をお願いいたします。

○議長（内村博法議員）

皆さん、おはようございます。今日はお忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。さていよいよ、9月6日から9月定例会が開催されます。定例会議では決算が主となりますけれども、白熱した議論、審議を期待するものでございます。また10月には、10月15日から一大イベントであります、ねんりんピックが開催されます。本町ではターゲットバードゴルフ交流大会が開催されます。全国から集まる多くの方に、長与町の魅力を発信する上で、まことに意義深いものとなります。本町での大会開催の成功をご祈念申し上げる次第でございます。簡単であります、開会に当たっての私の挨拶といたします。

○委員長（饗庭敦子委員）

ありがとうございました。次に、町長のご挨拶をお願いいたします。

○町長（吉田慎一君）

皆さんおはようございます。昨日はちょっとイベント事があった、朝早く起きたんですけど、窓がガタガタとするので、窓を開けたら、雨が降ってました。本当に、干天の慈雨と言いましょか、恵みの雨と言いましょかね、本当に木々も枯れ始めておりましたので、これで長与町的美観も少し良いかないかと思ったりしておるんですけども、大変嬉しい雨でございました。そしてまた朝は少し秋めいてきました。とは言いつつも、やはり日中は大変暑い日が続いておりますけれども、皆さん方におかれましては大変、ご健勝にてご活躍のことと思います。本日は大変お忙しい中、第3回定例会に係ります議案運営委員会を開催していただきまして、まことにありがとうございます。先ほど議長の方から話がありましたように、9月は決算ということもございます。そういうことで各会計の決算認定を含めまして、報告が1件、それと議案を12件、予定をしておるところでございます。長期間にわたるかとは思いますが、どうか皆様方におかれましては、よろしくご審議をいただき、然るべき決定をしていただきたいというふうに思っております。提案内容につきましてはこれから所管の部長の方から説明をさせますのでよろしくお願い申し上げます。

○委員長（饗庭敦子委員）

ありがとうございました。それでは提出予定議案につきまして、関係部局長より概要のご説明をお願いいたします。まず、総務部関係について荒木総務部長。

○総務部長（荒木重臣君）

おはようございます。それでは総務部所管の議案の概要についてご説明いたします。

今回は四つの議案を予定しております。まず、議案第43号、長崎県市町村総合事務組合規約の変更についてでございますが、これは長崎県市町村総合事務組合の退職手当に関する事務を共同処理する団体に変更が生じたためでございます。次に、議案第45号、平成28年度長与町駐車場事業特別会計補正予算第1号でございますが、これは既定の予算総額に歳入歳出それぞれ147万円を追加し補正後の予算総額を840万2千円とするものでございます。次に、議案第58号、人権擁護委員の推薦についてでございますが、これは任期満了に伴う推薦のためでございます。同じく議案第59号、人権擁護委員の推薦でございますが、これも任期満了に伴う推薦のためでございます。以上でございます。

○委員長（饗庭敦子委員）

次に、企画財政部関係について久保平財政部長。

○企画財政部長（久保平敏弘君）

続きまして、企画財政部所管の議案等についてご説明申し上げます。報告が1件、議案が1件、計2件でございます。まず報告でございます。平成27年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について、ご報告するものでございます。概要といたしましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定により、ご報告するものでございます。続きまして議案1件でございますが、議案番号第44号、平成28年度長与町一般会計補正予算第3号でございます。内容といたしましては、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ9,178万2千円を追加し、補正後の予算総額を124億3,376万4千円とするものでございます。以上でございます。

○委員長（饗庭敦子委員）

続きまして、健康保健部関係について、谷本健康保険部長お願いします。

○健康保険部長（谷本圭介君）

おはようございます。健康保険部関連の上程議案は、3件でございます。まず、議案番号46、平成28年度長与町国民健康保険特別会計補正予算第3号でございますが、既定の歳入歳出予算総額に歳入歳出それぞれ289万5千円を追加し補正後の歳入歳出予算総額を50億8,610万9千円とするものでございます。次に、議案番号47、平成28年度長与町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号でございます。既定の歳入歳出予算総額に歳入歳出それぞれ203万7千円を追加し補正後の歳入歳出予算総額を4億4,413万6千円とするものでございます。最後に、議案番号48、平成28年度長与町介護保険特別会計補正予算第1号でございます。既定の保険事業勘定の歳入歳出予算総額に歳入歳出それぞれ2億5,090万4千円を追加し、補正後の歳入歳出予算を32億262万3千円とし、また、介護サービス事業勘定の歳入歳出予算総額に歳入歳出それぞれ1,168万7,000円を追加し補正後の歳入歳出予算総額を3,439万3千円とするものでございます。以上3件でございます。よろしくお願いたします。

○委員長（饗庭敦子委員）

続きまして、建設産業部関係について緒方建設産業部長をお願いします。

○建設産業部長（緒方哲君）

おはようございます。建設産業部に係る提出議案についてご説明申し上げます。議案第49号、平成28年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計補正予算第2号についてですが、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ1,600万円を追加し、補正後の予算総額を8億948万8千円とするものでございます。以上でございます。

○委員長（饗庭敦子委員）

続きまして、水道局関係につきまして木島水道局長、をお願いします。

○水道局長（木島英利君）

おはようございます。水道局所管では、議案第56号と議案第57号の議案をお願いいたします。まず、議案第56号、平成27年度長与町水道事業剰余金の処分及び決算認定についてでございますが、収益的収入及び支出では、水道事業収益7億9,610万3,587円、水道事業費6億5,559万5,194円の決算額となっております。資本的収入及び支出では、資本的収入9,958万2,860円、資本的支出、3億8,131万6,160円の決算額となっております。続きまして、議案第57号、平成27年度長与町下水道事業剰余金の処分及び決算認定についてでございます。収益的収入及び支出では、下水道事業収益11億1,752万7,595円、下水道事業費9億5,246万3,139円の決算額となっております。資本的収入及び支出では、資本的収入、1億2,452万2,617円、資本的支出3億8,908万5,567円の決算額となっております。以上2議案についてよろしくお願ひいたします。

○委員長（饗庭敦子委員）

続きまして、決算関係につきまして、谷本会計管理者をお願いします。

○会計管理者（谷本清君）

それでは、議案第50号から55号までの6議案につきましては、一般会計及び特別会計決算で、地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定をお願いするものでございます。それでは、議案第50号、平成27年度長与町一般会計歳入歳出決算の認定についてでございますが、歳入総額129億7,070万1,154円、歳出総額123億5,361万8,281円、歳入歳出差引額6億1,708万2,873円で、翌年度へ繰り越すべき財源の繰越明許費繰越額は6,448万8千円でございますので、実質収支額は5億5,259万4,873円となり、このうち、地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額は2億8,000万円でございます。議案第51号、平成27年度長与町駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございますが、歳入総額898万3,466円、歳出総額751万1,801円で、歳入歳出差引額及び、実質収支額は147万1,665円でございます。次に、議案第52号、平成27年度長与町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定でございますが、歳入総額48億6,511

万1,158円、歳出総額49億7,178万457円で、歳入歳出、差引歳入不足額は、1億666万9,299円となり、同額を平成28年度国民健康保険特別会計より繰上充用金として処理いたしました。次に、議案第53号、平成27年度長与町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてでございますが、歳入総額4億2,715万4,746円、歳出総額、4億2,511万6,860円で、歳入歳出差引額及び実質収支は、203万7,886円でございます。次に、議案第54号、平成27年度長与町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。保険事業勘定では、歳入総額27億5,405万8,853円、歳出総額24億9,493万7,463円、歳入歳出差引額及び実質収支額は、2億5,912万1,390円でございます。介護サービス事業勘定では、歳入総額3,238万581円、歳出総額2,069万2,209円で、歳入歳出差引額及び実質収支額は、1,168万8,372円でございます。最後に、議案第55号、平成27年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。歳入総額6億9,586万4,690円。歳出総額6億7,988万3,257円、歳入歳出差引額及び実質収支額は、1,598万1,433円でございます。以上、6議案におきまして、各会計決算の認定をお願いするものでございます。よろしくお願い致します。

○委員長（饗庭敦子委員）

次に、追加議案につきまして、鈴木副町長お願いします。

○副町長（鈴木典秀君）

おはようございます。定例会最終日に提案予定でございます、議案第60号、長与町教育委員会教育長の任命についてでございます。これは、現教育長の任期が本年9月30日をもって満了することに伴うものでございます。以上でございます。

○委員長（饗庭敦子委員）

次に、一般質問の通告並びに請願について説明します。中山議会事務局長。

○議会事務局長（中山庄治君）

一般質問につきましては、通告者11名、質問件数17件となっております。通告者及び質問項目はお手元に配付の通りでございます。なお、請願陳情については、今定例会はございません。以上です。

○委員長（饗庭敦子委員）

続きまして、委員会への付託先についてお諮りいたします。総務文教常任委員会に付託するものは、議案第44号、議案第45号、議案第50号、議案第51号、産業厚生常任委員会に付託するものは、議案第46号、議案第47号、議案第48号、議案第49号、議案第52号、議案第53号、議案第54号、議案第55号、議案第56号、議案第57号、本会議即決につきましては、議案第43号、議案第58号、議案第59号、以上、委員会の付託をただいまの通り決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがいまして、委員会の付託につきましては、ただいまの通り決定いたしました。続きまして、会期日程案について説明いたします。中山議会事務局長。

○議会事務局長（中山庄治君）

続きまして、会期日程案について説明をいたします。会期につきましては、9月6日火曜日から9月26日月曜までの21日間、6日火曜日が議長報告、行政報告、議案上程、これは提案理由説明まで。その後、議員全員協議会。7日、8日一般質問。9日、一般質問と議案審議、これは質疑付託、または即決までです。10日、11日休会。12日から16日まで、委員会付託審査、17日、18日、19日が休会、20日、21日が委員会付託審査。木曜日は休会。23日金曜日が付託審査の案件の予備日でございます。24日、25日休会、26日本会議で、委員長報告、採決となっております。以上でございます。

○委員長（饗庭敦子委員）

お諮りいたします。会期日程案につきまして、ただいま事務局長からのご説明がありました通り、決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがいまして、第3回定例会の会期日程につきましては、以上の通り決定いたしました。その他の件について皆さんの方から何かございませんか。無いようでございますので、執行部の方々は退席を願います。お疲れさまでした。それでは、その他の協議事項に入ります。まず、議長より特別委員会設置についての諮問がございますので、お願いします。議長。

○議長（内村博法議員）

それでは、議会議員報酬に関する特別委員会の設置についての件ですけれども、まず、諮問理由、現在の基本報酬は平成12年4月以降改定されておられません。平成23年9月に設置されました長与町議会改革等調査特別委員会においても、平成25年8月から約3カ月間調査研究を実施しておりましたが、そのあり方については、方針を示すことができませんでした。以上がこれまでの経緯でございます。その中で、そのような中、平成28年8月24日に長与町議会議員の報酬に関する特別委員会の設置を求める要望書が議員9名の連署により提出されました。別紙の通りでございます。後で読み上げたいと思います。適正な議員報酬のあり方につきましては、やはり財政状況を勘案した検討が求められることなど、それから議会基本条例の議員報酬の規定、これは皆様ご存じだと思いますけれども、明確な理由とか、そういうのが条件となっております。そういった趣旨を踏まえて、今後の議会及び議員活動のあり方、これは今後活動量がどのように増えていくのかどうか、あり方によってはですね、そういうことも検討していかなければならない。また、若い世代の政治への参画、こういったものも、見定めながら検討していくことが必要と考えております。また、地方自治法第100条の2に基づく専門的事

項に係る調査を、学識経験者に依頼するなどの検討も視野に入れるべきだと、こういうふうに思われます。いろいろ多角的な、多面的な検討が必要となっていて、いろんな角度から、検討する必要があるのではないかと思います。したがって、特別委員会を設置しまして、慎重な議論が必要というふうに思いますので、議員有志の要望書及び本書の趣旨をご理解いただきまして、9月議会において、次の通り、調査特別委員会の設置を求めますので、諮問いたします。委員会名は、長与町議会議員報酬に関する調査特別委員会、それから調査項目は、議員報酬について、3委員定数、15名、議長を除く全員、15名、4設置期間、本調査が終了するまでとし、閉会中も継続して調査することができる。以上が諮問の内容でございます。そして、次の別紙のところ。これは事務局長の方から読み上げていただきます。

○委員長（饗庭敦子委員）

中山事務局長。

○議会事務局長（中山庄治君）

それでは、朗読をさせていただきます。平成28年8月24日、長与町議会議長内村博法様、長与町議会議員、提出者岩永政則、喜々津英世、賛成者安部都、安藤克彦、金子恵、中村美穂、西岡克之、山口憲一郎、吉岡清彦。長与町議会議員の報酬に関する特別委員会の設置を求める要望書、長与町議会は平成25年9月に議会基本条例を制定し、本格的な議会改革をスタートさせました。会議及び議会情報の公開をはじめ、議会報告会、住民懇談会の開催による議会活動の見える化への取り組み強化、議員への資質向上対策としての、議員研修会開催など、積極的に取り組んで参りました。この議会改革を通じて、執行機関と切磋琢磨する議会や、町民の負託にこたえる議会づくりを実現することで、町民の幸せと町政の発展に寄与できるものと考えます。県内では、市町村合併が進行し、約80市町村あったものが、現在は13市8町に再編され、同時に議員の数も激減しています。本町の人口は平成12年当時から4万2,000人程度で推移していますが、議員数は8人減少しています。町政や議員の活性化には、若者も含め、多くの方が立候補しやすい環境づくりが課題であると考えます。中でも議員報酬問題は重要な課題であります。平成12年4月以来、改定されていません。以上のような状況を踏まえ、議員有志で議員報酬のあり方についての勉強会を開催し検討を行いました。その中で、報酬は議会全体として取り組むべき課題であり、特別委員会を設置し、調査研究すべきとの結論に至りました。つきましては、平成28年長与町議会第3回定例会において特別委員会の設置ができるよう、議会運営委員会への諮問など特段のご配慮をお願いいたします。朗読を終わります。

○委員長（饗庭敦子委員）

内村議長。

○議長（内村博法議員）

諮問の内容は、以上でございます。

○委員長（饗庭敦子委員）

ただいま議長より諮問がありました、議会議員報酬に関する特別委員会の設置につきまして、皆さんの方から何かございませんか。河野委員。

○委員（河野龍二委員）

議論を行うことについては、別に、異議を唱える内容ではありませんが、委員会名として、長与町議会議員報酬に関する調査特別委員会としてあることで、私は報酬と、費用弁償等々、これは議論は分かれるところかもしれませんが、政務調査費等々、含めて、議員にかかわる、そういう部分も同時に調査した方がいいのかなど。政務調査費は別としても、費用弁償の件は私はちょっと議論した方が良いのではないかなというふうにちょっと感じてはいるんで、報酬等というふうな形に、内容を改めるかどうか、検討できないものかですね、ちょっと質問と言いますか、どなたが答えてくれるのかよくわかりませんが、そういうふうに感じております。以上です。

○委員長（饗庭敦子委員）

議長。

○議長（内村博法議員）

今の諮問内容がですね、議員報酬ということで限定して提案しております。皆様のご意見で、それも含めるべきだということであれば、それも、私は結構でございます。以上です。

○委員長（饗庭敦子委員）

ただいま河野委員から提案があった件に関しまして、委員の皆さんは、等を入れたほうがいいんじゃないかというのと、そのまま報酬でいくのか、についてご意見はございませんか。しばらく休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（饗庭敦子委員）

それでは、委員会を再開いたします。議会議員報酬に関する特別委員会の設置について皆さんからご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしということですので、議会議員報酬に関する特別委員会の設置を9月6日の全員協議会で提案したいと思います。続きまして、議会改革の取り組みについて、議長の方からお願いします。議長。

○議長（内村博法議員）

今、委員長の方からありましたように、次の案件で第2回町民意識調査の実施ということで、これは、町民意識調査につきましては、平成23年9月に設置しました、長与町議会改革等調査特別委員会におきまして、平成24年3月に実施しております。実施以来既に、4年経過しております、改めて第2回町民意識調査を行いまして、今後の議会改革の参考とするため、次の項目をですね、議会運営委員会においてご審議いただ

くよう、諮問いたします。参考として、平成23年第1回、町民意識調査の概要を添付しております。調査項目等につきましては、あえてブランクにしております。これを皆さんでご審議していただいて、成案を得れば、全員協議会でお諮りして、実施していきたいと、このように考えております。前回行われました内容につきましては、事務局長よりその内容を報告いたします。

○委員長（饗庭敦子委員）

事務局長。

○議会議務局長（中山庄治君）

平成24年3月に実施いたしました、町民意識調査の概要についてお知らせをいたします。実施主体、長与町議会改革等調査特別委員会、調査項目1、性別を教えてください。2、年齢は次のどれに当てはまりますか。3、長与町議会の本会議や委員会の審議審査の様子をご覧になったことがありますか。4、議会だよりを読んでいますか。（読んでない理由）5、町議会だより以外で議会に関する情報を得ていますか。（何から得ているのか）6、町議会議員の選挙に行きましたか。（行かない理由）7、町議会議員の活動に満足していますか。8、あなたのご意見や町民の声を町政に反映させたい時はどうしますか。9、現在長与町条例の町議会議員の定数はこれ20ですが現在16ですね、16となっていますが、どう感じますか。10、長与町議会議員の報酬は月額25万8,000円ですが、これ議員の場合ですね、この報酬の額についてどう感じますか。11、町議会を評価しますか。12、町議会に町民の声が反映されていると思いますか。13、町議会の改革には何が必要だと思えますか。14、自由記述欄（町議会に対する意見や要望）（3）実施時期、平成24年2月27日、これはアンケートの発送日でございます。3月31日、投函の締め切り日です。（4）対象者及び発送、無作為抽出した2,000人。平成24年2月1日現在の20歳以上の方から抽出をしております。費用、これは、予算として上げてなくて、流用としてですね、23万1千円流用をして、決算額が、23万770円で、アンケートを実施しております。以上です。

○委員長（饗庭敦子委員）

議長。

○議長（内村博法議員）

以上が町民意識調査の実施でございます。今回実施するのは、できれば前回との比較、どういう項目が改善されていったかというのを、そういうトレンドを見たいと思えますので、できれば、前回の調査項目は、全部とは言いませんけども、ほぼ生かしていただいでですね、そして新たに追加する項目があれば、それを追加していきたいなど、このように考えております。調査項目は多岐にわたりますので、よろしく願いいたします。以上です。

○委員長（饗庭敦子委員）

ただいまご説明ございました町民意識調査につきまして、委員の皆様からご質問、ご

意見はございませんか。堤委員。

○委員（堤理志委員）

町民意識調査を実施するという自体は、やはり今の住民の皆さんの考え方を知る上で、非常に良いことだと思うんですが、その中で、これを追加したらどうかと思うのがありまして、一つは、この間、選挙年齢が20歳から18歳に引き下げられたりしたということで、今やっぱり課題となるのは若い人たちの政治参加ですね。ですから、設問としてどうかと、したらどうかと思うのが、若い世代の政治参画についての必要性をどう思うかということと、それからそのためにはどういうふうな手法が効果的と思うか。そういう、それにこだわる必要ではないんですが、そういう内容を何か入れたらどうかと思います。以上です。

○委員長（饗庭敦子委員）

若い世代の方についての文章も入れてはどうかというご意見だったと思います。ほかにご覧いただけますか。ご意見が無いようでしたら、この町民意識調査を行うということにつきましては、議長の諮問のとおり進めていくということで決定してよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

では続きまして、この実施主体ですね、実施主体をどこにするかというのがあるかと思いますが、これについて皆さんからのご意見をお願いします。喜々津委員。

○委員（喜々津英世委員）

基本的に、意識調査ですから、住民の声を聞くということですから、議会広報広聴常任委員会だろうと思うんですが、ただ、これをいつ頃からやるかは別にしても、今度9月定例会、第3回の定例会が終わったら議会報告会の、意見交換会の検討もされておると聞いておりますね。そうすると、なかなか難しい部分があるんじゃないかと。だから、私とすれば、新たにそういう調査をするための組織を作ってやった方がいいんじゃないかなという気がしますが。以上です。

○委員長（饗庭敦子委員）

安藤委員。

○委員（安藤克彦委員）

この実施主体っていうのは、このアンケートを、私もさっきちょっと河野委員と、作ったときに、第1回目にちょっと関わったので、作ったときのことを考えたんですが、この調査項目を結局、いろんなところのアンケートを引っ張ってきて、この調査項目を固めて、皆さんに提案するという作業が主だったんですね。その後の調査を、調査をした、回答が来た後の集計というのは全部事務局がされたわけですね。だから、主体というのは別に、あえてここで何か作らないといけないんですかね。必要なんですかね。議会では駄目なんですかね。議運である程度、この調査項目の内容を固めて全協に出せば、議会体として、新たに委員会を作るとか、広報広聴さんに振ると言っても、別

にそんなに、時期的にも外してるわけだから、前回と同じとすれば時期的にも外すんで、広報広聴でもできないこともないと思うし、特別、あえて必要なのかなというのがあるんですが。以上です。

○委員長（饗庭敦子委員）

しばらく休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（饗庭敦子委員）

それでは、委員会を再開いたします。第2回町民意識調査につきましては、全員協議会で議長の方から皆さんに諮っていただくということで決定したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

続きまして、これからの議会改革というところで、前回視察に行った中で皆さんからご意見をとお願いしましたが、ご意見はひとつも出てきませんでしたので、私が提案したいと思います。私が視察の中から進めていきたいなと思ってるのは、シーボルト大学との包括的パートナーシップ協定と、予算決算の審議については賛否両論いろいろ、報告書を見せていただいて、ございましたが、それに伴いまして、進めていきたいと。陳情につきましても、意見を聞いている議会もありましたし、うちと同じ議会もありましたけれども、その辺も深めていってはどうかと。あともう一つ、傍聴者への手話通訳、要約筆記導入の件に関して、傍聴規則も含めたところで考えていきたいと。あともう一つは、委員会中継につきまして、してるところもあるし、あまり動きがないのという意見もあったので、議論をしてはどうかということで入れてます。そして最後に、議会ポストなどの議会へのご意見の窓口設置についてということで、6項目挙げてみたんですけども、これで、次回から進めていきたいと思うんですが、私としてはこの大学とのパートナーシップ協定を、一番に進めていきたいんですけども、そのあたりは皆さんご意見はいかがでしょう。しばらく休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（饗庭敦子委員）

それでは、委員会を再開いたします。今日、6項目提案しましたが、まずはシーボルト大学との包括的パートナーシップ協定について、どのようにして進めていくか、どんなことを大学との連携でやりたいかということをご意見いただき、ご意見があれば事務局に言っていただいて、共有しながら、次回の議会運営委員会で進めていきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

ではそれで進めていきます。次に、事務局からも議会改革について提案がございますので、中山事務局長をお願いします。局長。

○議会事務局長（中山庄治君）

お手元に厚い本をしたためておりますが、内容については、ここにお集まりの議員、賛否両論あると思いますが、しばし耳を傾けていただければと思います。まず、6ページをお開き願います。6ページにつきましては、傍聴規則を条例に格上げをしたかどうかということで、これは開かれた議会の一環として、規則、条例であればですね、直接請求があって、住民の方のご意見が傍聴の規則に反映するという趣旨からと、それと内容についても少し、議場に来やすくするための提案を行ってます。内容については種々、たくさんありますので、今日は割愛いたしますが、帰ってから読んでいただきたいと思います。すべては傍聴の方が来やすくなるように、または傍聴人の町民の方が、傍聴の規則、現状を規則に反映できるような趣旨で書いております。次に、10ページをお開きください。10ページにつきましては、今年4月1日に障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律というのが施行されまして、これに伴って、議会としても対応をしたいと考えて挙げております。手話通訳の要望があれば入れたらどうかとか、今現在、右の方に、11ページに写真がありますけども、今現在事務局にもこの筆談用の、お申し出くださいというプレートとか、それと、書く物とか、そういうのは準備しております、なるべく議場に障害者の方が来やすいような配慮をしていきたいということで、ここに挙げております。これも開かれた議会の一環かなと思って挙げております。次に、12ページですね。これは、条例の改正文が、改め文、何何を何何に改めるというところがあって、13ページですね、これを、議案とするか、参考資料とするかは別にして、これも議案につけていただきたいということでお願いを、執行部はできるだろうということで、傍聴に来られた方が、多分改め文では、何が何か分からないのかなというふうに思いますので、できれば分かりやすい議案にしたいと、そういう意向で書いております。次に、14ページですね。議会活動の優先、これは申し合わせにも議会活動を優先するというふうに書いてありますが、誰とは申しませんが、最近議会を優先すべきだろうと私は思うところで、欠席をされる方もいらっしゃいますので、ここをきちんと決めていかないと、議会体として招集権者が半分になるとか、そういう事態にならないように、これもきちんとすべきだと思います。今欠席届だけなので、それを遅刻とか早退とか、あと将来的にはホームページに公開できればなお良いかなと思っております。次に、17ページ、政策提言のためにということで、執行部から非常に嫌われると思うんですが、所管事務調査の充実をしたらどうかと、これが将来的に、議案審議、一般質問、政策提言の方につながっていくので、もっともっと、それともう一つ、議員研修の充実というところにもかかってきますので、所管事務調査を計画的にやったらどうかということで書いております。その中で町外視察の意義とか、所管事務の報告とかを書いております。後でよく読んでください。それと20ページ、より深い政策論争のためにということで、一般質問が議題外に渡る場合の件なんですけど、一般質問は通告制をとっております、通告に従って執行部はより議員さんに適切な答弁ができるように、資料を準備したり、回答をしたり、打ち合わせをしたりしておりますが、これが議題外に入

っていくと、今のこの多岐にわたる業務のある執行部の中で、急に言われてもなかなかこうきちんとご答弁できない部分があります。これは非常に議員さんに対して失礼になりますので、できれば通告書に従って、きちんと深い議論をして、一般質問を進めていくのが肝要ではないかなということで、こういうふうなことを書いております。それと、23ページ、意見陳述ですが、これは前にもちょっとここで述べて、ちょっと待てと言われた案件なんですけど、修正案とか、そういうのを出したときにも、町長の意見を意見陳述をするのが、より議論の中で、逆にですね、役に立つのではないかとということで挙げております。それと24ページ、24ページにつきましては、今議論をしていただいたものでございます。町民アンケートの実施をしたらどうかということで、これは議長ともども出してしております。それと、10ページは、いろいろ、議会会議規則とか、申し合わせが、ごめんなさい、25ページ、会議規則を、もうこれは要らないだろうとか、申し合わせも、自治法にあったり、会議規則にあったりするものがありますので、そこは省いていいんじゃないかということで、34ページでちょっとまだその部分もお知らせをいたします。次に29ページ、長与町議会は、今期から所信表明というのを実施をしております。こういうふうに、議長になりたい、副議長になりたいということで、公の場で、所信表明をした以上、中間報告をする義務があるのではないかなということでここに記載をしております。それと34ページ、34ページは、議員必携をご覧になれば、皆さんご存じだと思うんですけど、町議会の運営等に関する基準というのがございまして、これが、今まで条例と法は縦断的に見るだけだったんですが、この書き方が横断的にですね、例えば、招集に関しても法律があったりとか、会議規則があったりとか、申し合わせがありますので、それを一つ一つあっちを見て、こっちを見てとしなくていいように、一つの項目の中にいろいろな法の解釈を詰め込んだという、これは全国の議長会が出してる分ですけど、それを一つにまとめたらどうかということと、それと、議会の申し合わせは、町民の人が知らないというところがございまして、開かれた議会、俗にいう申し合わせは公然の秘密ということも言われておりますので、これをきちんと町民の方にお示しをして、議会はこうして運営をしてるんだということを示したらどうかということで、全国の議長会のものプラス、それに長与の決め事、現状を入れ込んだもので、これは当然ホームページに公開をしたらどうかと思っております。それと、52ページです。議会改革のための、議会改革推進会議と議会改革研究会の設置、これは案でありますので、何が言いたいかといったら、議会改革を継続的に進めるためには、議会運営委員会もそうでしょうけど、どこかで休みなくといいますか、休みなく改革を進めるという意図で、基本条例にも、改革推進会議、仮称ですけどね、作ったらどうかという発案で、ある議運になったら議会改革がストップとか、ある議運になったらやるとか、そういうものではないと思うので、これはきちんと議会改革については進めていく、その担保のためにも、仮称の議会改革推進会議、または、特別委員会でもいいですけど、いろいろやり方があると思うんですけど、そういう意味で載せてますので、やり方

については、種々研究をしていただければと思います。以上で終わりますが、多岐にわたっておりますので、議員各位、お持ち帰りになって、いろいろ、中山はとか、ご意見があると思うんですけど、そこはじっくり見ていただいてですね、中には、さきつとではないですけど、ちょっと短期間で作った経過もありまして、誤字脱字もあろうかと思えますけど、よろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

○委員長（饗庭敦子委員）

ただいま事務局から説明していただきました提案につきまして、皆さんからご質問、ご意見ございませんか。局長。

○議会議務局長（中山庄治君）

すいません、肝心なことを。なぜ、これを事務局で出したかという、議会議基本条例の14条の議会議務局長の解説に、調査研究や政策立案能力の向上など、提案型の議会議務局長機能の必要性を定めておりますと、そういう部分から、大変失礼ではございますけど、提案をさせていただきます。以上です。

○委員長（饗庭敦子委員）

安藤委員。

○委員（安藤克彦委員）

質問ですけども、今、経緯を私もお聞きしようかと、先に答えられましたが、この中の、改正案というか削除部分とか改正文言とかも、そういった事務局の趣旨ととらえていいんでしょうか。いかがでしょうか。

○委員長（饗庭敦子委員）

局長。

○議会議務局長（中山庄治君）

確かに、こうなればという思いで書いておりますが、これはあくまでも叩かれ台でございますので、最終的に決定するのは、議会議運営委員会ですので、これを、叩きのめしていただければいいと思ひます。以上です。

○委員長（饗庭敦子委員）

他にございませんか。堤委員。

○委員（堤理志委員）

仰るように、議会議基本条例の14条の逐条解説の中で、事務局の持つ役割は総務及び議事機能とあわせて調査研究や政策立案能力の向上など提案型の事務局機能の必要性を定めていますと書かれてあるわけですね。非常にそれに基づいて思いつかれたり、日頃感じておられる、こういうふうにしたらどうかという、積極的な形でこういう提案をせたくいただいたので、もうそれぞれ持ち帰って見ておくだけではもったいないので、議運か何かの、議運等の場で、ちょっとこう逐条的にみんなで確認し合っていくように、せつくなので、そういう活用をしたほうがいいんじゃないかというふうに思ひますが。

○委員長（饗庭敦子委員）

喜々津委員。

○委員（喜々津英世委員）

我々が天津市議会かな、シミズさん、非常に熱心に議会事務局、議会事務局●●型職員にならばいかんと、議会局か。そういう事があっておりますけれども、私は、中山局長には個人的に、我々が、今おる議会運営委員の、議会運営委員会のメンバーがいる時に、ある程度改革を、できるところは大きい、前向きにやっとかんと、また次にどういいう人が出てくるかわからんけども、やはり提案できるものは提案してという話をしておりましてけれども、こういう立派な資料が出てくるとは夢にも思っておりませんでした。今堤さんが言われたように、議会運営委員会、議会改革の現状をやっぴりきちっと踏まえていくという意味からも、基本条例に照らして、どうなっておるか。そういった意味でも非常に大事なことです。ある程度詰めて、この中身の検証をして、全協あたりで、議員の皆さん方にも報告できると、また意見を聞く、そういったことも必要ではなかろうかと思えます。以上です。

○委員長（饗庭敦子委員）

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

冊子としてですね、こう出てきたんで、ちょっと、全体的に読んでいかないと、何とも今のところ言いようがないんですけども、一つは、議会改革の時間というこの冊子ですね、現状、議運の委員だけに、配付しているものですかね。今日貰ったんですね。その後、他の議員にも配布する予定なのかですね、というのも、我々がこれを見て、議運の中で、議会改革のね、検証と、また、推進の中で議論していく部分も大事とは思いますが、どうせなら他の議員にも見ていただいて、意見も寄せていただくという中でやるべき内容かなというふうにちょっと感じてはいるんですね。やはりこの、情報を知ってるだけの議員だけのやりとりだけでは、なかなかそこは議運でこういうふうになりましたと伝えても、うまく伝わらない部分もありますんで、そういう部分も含めて、やっぴり皆さんに渡して、皆さんのご意見も聞ける状況を作った方がいいのかなと。これをどういう形で活用するかですよね。先ほど言われた議運の中で、当然やるべき中身だろうというふうに思いますんでですね。せつかくの資料なんで、そういう活用をした方が。まだこう、これに対してどういう意見を言っているのかっていうのが、まだまとまってないんですけども、せつかくここまで作り上げたならば、そういう活用もして良いんじゃないかなというふうに思いますんで、私としては是非、皆さんに配るべきではないかなというふうに思います。

○委員長（饗庭敦子委員）

はい、ご意見いただきましたが、議運としてこれを、かなり膨大な量がありますので、今日は皆さん持って帰っていただいて、じっくり読んでいただいて、次回の議会運営委員会から検討をしていきたいと思ってるんですね。今言われるように、河野委員が言わ

れるように配付した方がいいのかもしれないんですけども、ある程度こう決めたところで配付しないと、全部の意見が出てきたときにしますよとなると、もう全協でしていただかないといけなくなるので、あくまでも議会運営委員会の中での議会改革として、決めていって、その決めたことを全協で報告していきたいというふうに思ってるんですね。だから、あくまでも案なので、中を読んでいただくと、え、ここまでっていうようなこともあります。それは個々の考えもあるでしょうし、それはやっぱり読んで照らし合わせていかないと分からないので、皆さんが持っている地方自治法であったり、議会基本条例であったり議員必携を見ながら、していただきたいというふうに思ってるんですね。でもかなりのボリュームがあります。次に、例えばですよ、この1ページから30ページをしますよとしたときに皆さんが、それで、じっくり読んで意見も踏まえて、していきたいということであればそういう進め方をするし、主なところから進めたり、例えば傍聴規則を、規則ではなくて条例にしたいというところから進めていきたいと。そういうところをしていきたいと思うんですけど、今日初めて皆さん見られたと思うので、どこを見ても、どれが先かっていうのも分からないだろうと思うので、今日は一旦持ち帰っていただいて、今後、議会運営委員会で進めてきたいなと思いますが、河野委員のご意見もございましたので、皆さんの、進め方として、ここで進めていくものかやっぱり全員に配って全員ではどうかという意見ですので、そのあたりを確認したいと思いますが、いかがでしょうか。しばらく休憩します。

(暫時休憩)

○委員長（饗庭敦子委員）

では、委員会を再開いたします。今事務局から提案があった分は、次回の議会運営委員会で13ページまでを検討したいと思いますので、皆さん全部読んでこられて、関連するところがあれば、それも含めて、進めていきたいと思います。次回はここで議論して一つずつ決めていきたいと思いますので、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

はい。では、今日提案した内容は以上ですが、皆さんの方から、他に何かございませんか。無ければ、本日の議会運営委員会をこれで閉会したいと思います。皆さんお疲れさまでした。

(閉会 11時13分)

委員長